

『Type M』におけるシミュレーション

(9州の場合)

1 現在の一般財源 + 国庫支出金の州毎の状況 (平成17年度)(A)

(単位: 億円)

	州	市町村	地方計 A	A/人口(円)
北海道	17,904	20,036	37,940	674,160
東北	30,453	28,482	58,935	611,684
北関東信越	32,295	31,466	63,760	547,604
南関東	72,732	95,565	168,297	475,908
中部	41,384	45,179	86,562	500,158
関西	50,891	62,536	113,427	522,352
中国・四国	37,864	36,225	74,089	629,888
九州	39,262	40,489	79,750	597,249
沖縄	4,628	3,905	8,533	626,673
計	327,413	363,883	691,293	541,054

一般財源とは、平成17年度決算統計における、地方税(道府県民税、市町村税)、譲与税、交付税であり、国庫支出金は、平成17年度決算統計における、都道府県、市町村の国庫支出金の額である。

州の欄は、現在の都道府県分を9州の区割りで合計した額である。

2 現在の一般財源 + 国庫支出金から『共管事項』、『生活保護』、『各種医療費』、『各種保険』に充てられた経費を除いたもの(平成17年度)(A')

『Type M』では、「生活保護」、「各種医療費」、「各種保険」を国の役割としており、また、医療、教育、空港などの「共管事項」については、別途、国地方共同税で財源措置をすることとしているため、これらにかかる経費を除いて、各州の税額と比較する。

(単位: 億円)

	州	市町村	地方計 A'	A/人口(円)
北海道	16,030	9,144	25,174	447,322
東北	27,328	13,097	40,425	419,565
北関東信越	29,389	15,075	44,464	381,879
南関東	65,275	50,746	116,021	328,083
中部	37,704	21,987	59,691	344,895
関西	45,579	28,037	73,616	339,016
中国・四国	33,895	17,026	50,921	432,922
九州	35,036	19,486	54,521	408,309
沖縄	4,153	1,606	5,759	422,935
計	294,389	176,204	470,592	368,318

『共管事項』とは、空港、医療、教育に関する平成17年度決算である。

3 『Type M』における国地方共同税の構成割合

『国地方共同税』は、国分、共管事項分、調整分に分けられ、このうち調整分は、各州に配分される調整財源であり、ここではシミュレーションのため、便宜的に徴収州に振り分けており、調整分相当分として表している。

(単位：億円)

	国分	共管事項分	調整分相当分	国地方共同税計
北海道	161,176	6,364	(2,801)	405,988
東北		10,616	(4,104)	
北関東信越		11,613	(6,354)	
南関東		27,438	(61,786)	
中部		16,068	(15,203)	
関西		20,304	(20,402)	
中国・四国		12,361	(6,992)	
九州		13,299	(6,766)	
沖縄		1,782	(559)	
計			119,845	

国分については、役割分担による国の必要額と国税の差から算出した。

共管事項分は、平成17年度決算統計における、「土木費の空港費」、「衛生費の結核対策費、精神衛生費、医薬費」、「教育費の小学校費、中学校費、高等学校費、特殊教育費、幼稚園費」の合計額である。

4 『Type M』における地方税額の州毎のシミュレーション(B)

平成17年度決算における、現在の国税、都道府県税、市町村税の税目を、『Type M』での税体系に当てはめ、州税、市町村税、国地方共同税(調整分)相当分として集計している。

地方税額計の欄は、州税、市町村税、国地方共同税(調整分)相当分の合計額である。

(単位：億円)

	州税	市町村税	国地方共同税(調整分)相当分	『Type M』における地方税額 B	B/人口(円)
北海道	9,917	7,720	(2,801)	20,438	363,159
東北	15,908	12,672	(4,104)	32,683	339,218
北関東信越	19,773	16,828	(6,354)	42,956	368,924
南関東	55,702	59,428	(61,786)	176,917	500,282
中部	29,187	26,827	(15,203)	71,217	411,491
関西	31,225	32,722	(20,402)	84,348	388,440
中国・四国	19,437	16,233	(6,992)	42,661	362,695
九州	19,233	17,156	(6,766)	43,154	323,182
沖縄	1,346	1,334	(559)	3,240	237,946
計	201,728	190,920	124,967	517,614	405,120

州税は、消費税(うち1/2は消費税市町村交付金)、事業税、道府県民税(所得割、法人税割除く)、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、地方道路税の1/2、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、相続税、不動産取得税、酒税、たばこ税(都道府県分も含む)などである。

市町村税は、消費税の1/2、市町村民税(所得割、法人税割除く)、固定資産税、事業所税、都市計画税、市町村たばこ税、軽自動車税などである。

『国地方共同税』は、現行の所得税、法人税、道府県民税(所得割、法人税割)及び市町村民税(所得割、法人税割)であり、消費税市町村交付金を含む。

『Type M』では、国から州、市町村への補助金があるが、事業費の積算上、事業主体である州、市町村の事業費として計上している。また、戸籍、国政選挙など国からの委託事業が存在するが、経費はすべて国が負担することとしているため、地方の負担がない。このため、本シミュレーションでは考慮しない。

州、市町村は、以上の税収と、使用料手数料、地方債などにより財政運営をする。

5 現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と『Type M』における地方税額 (B) の差 (C)

(単位：億円)

	現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 A'	『Type M』における地方税額 B	C (B - A')	C/人口 円
北海道	25,174	20,438	4,736	84,163
東北	40,425	32,683	7,742	80,346
北関東信越	44,464	42,956	1,508	12,955
南関東	116,021	176,917	60,896	172,199
中部	59,691	71,217	11,526	66,596
関西	73,616	84,348	10,732	49,424
中国・四国	50,921	42,661	8,260	70,227
九州	54,521	43,154	11,367	85,127
沖縄	5,759	3,240	2,519	184,990
計	470,592	517,614	47,021	36,802

現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と『Type M』における地方税額 (B) を比較すると、総額では、(B) が (A') より 4 兆 7,021 億円増額するが、州毎にみると、大都市圏を有する 3 州以外の 6 州では、(A') より (B) が減少することになる。

そこで、各州への国地方共同税の調整分の配分額を調整することにより、各州で (B) が (A') より増加するようにすることを試みる。

この際、『Type M』では、共管事項に係る経費は、国地方共同税で全額措置することとするが、共管事項を除いた地方税額については、『Type H』と同様に、財政需要を考慮せず、客観的な指標のみで調整することを想定していることから、今回は、客観的な指標として、「検証 1 (その 1)」において、人口、面積を用い、「検証 2 (その 2)」において、「検証 1 (その 1)」の調整に、人口規模による補正を行うこととする。

5 検証(その1)

I 一人当たり地方税額が均等になるよう調整した場合(D)

(単位:億円)

	人口 人	人口×一人当たり 地方税額 D	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (D - A')	国地方共同税(調 整分)配分額
北海道	5,627,737	22,799	2,375	5,162
東北	9,634,917	39,033	1,392	10,453
北関東信越	11,643,506	47,170	2,706	10,569
南関東	35,363,418	143,264	27,243	28,134
中部	17,307,025	70,114	10,423	14,100
関西	21,714,659	87,970	14,354	24,024
中国・四国	11,762,204	47,651	3,270	11,982
九州	13,352,934	54,095	426	17,707
沖縄	1,361,594	5,516	243	2,836
計	127,767,994	517,614	47,021	124,966

一人当たり地方税額は、『Type M』における地方税額(州税、市町村税、国地方共同税(調整分)相当分)の総額を全人口で除して得た数で、405,120円である。

II による調整を基本として、1/10相当額を各州の面積比で調整した場合(E)

(単位:億円)

	面積割合によ る地方税額 (総額×1/10)	人口×一人 当たり地方税 額 (総額×9/10)	調整後税収 E	現在の一般 財源+国庫 支出金との 差(E - A')	国地方共同 税(調整分) 配分額
北海道	11,888	20,519	32,407	7,233	14,771
東北	8,964	35,130	44,094	3,669	15,514
北関東信越	6,091	42,453	48,544	4,080	11,943
南関東	2,503	128,938	131,440	15,419	16,310
中部	4,872	63,103	67,975	8,284	11,961
関西	4,459	79,173	83,633	10,017	19,686
中国・四国	7,209	42,886	50,095	827	14,425
九州	5,451	48,686	54,137	384	17,749
沖縄	324	4,964	5,289	470	2,608
計	51,761	465,852	517,614	47,021	124,966

面積の欄の計算は、全国に占める各州の割合(州の面積/全国面積)×地方税額の1/10(5兆1,761億円)で求めている。

調整後税収は、面積割合による地方税額+人口×一人当たり地方税額の合計額である。

III 同様に 1/3 相当額を各州の面積比で調整した場合 (F)

(単位 : 億円)

	面積割合による 地方税額 (総額 × 1/3)	人口 × 一人 当たり地方税 額 (総額 × 2/3)	調整後税収 F	現在の一般 財源 + 国庫 支出金との 差 (F - A')	国地方共同 税 (調整分) 配分額
北海道	39,626	15,199	54,826	29,652	37,189
東北	29,879	26,022	55,901	15,477	27,322
北関東信越	20,304	31,447	51,751	7,286	15,149
南関東	8,342	95,510	103,851	12,170	11,279
中部	16,241	46,743	62,984	3,293	6,970
関西	14,865	58,647	73,512	104	9,565
中国・四国	24,029	31,767	55,796	4,875	20,126
九州	18,171	36,064	54,235	286	17,846
沖縄	1,080	3,677	4,758	1,001	2,077
計	172,538	345,076	517,614	47,021	124,966

新・地方共有税の充当額において、南関東でマイナスが生じているが、これは、約 12 兆円の国地方共同税 (調整分) では足りないため、総額を増やす必要があることを示している。

IV 同様に 1/2 相当額を各州の面積比で調整した場合 (G)

(単位 : 億円)

	面積割合による 地方税額 (総額 × 1/2)	人口 × 一人 当たり地方税 額 (総額 × 1/2)	調整後税収 G	現在の一般 財源 + 国庫 支出金との 差 (G - A')	国地方共同 税 (調整分) 配分額
北海道	59,439	11,400	70,839	45,665	53,202
東北	44,819	19,516	64,336	23,911	35,756
北関東信越	30,456	23,585	54,041	9,577	17,439
南関東	12,513	71,632	84,145	31,876	30,985
中部	24,362	35,057	59,419	272	3,405
関西	22,297	43,985	66,282	7,334	2,336
中国・四国	36,043	23,826	59,868	8,947	24,199
九州	27,257	27,048	54,305	216	17,916
沖縄	1,621	2,758	4,379	1,380	1,698
計	51,761	465,852	517,614	47,021	124,966

6 検証(その2)人口別補正率 で各州の人口を補正

I 一人当たり地方税額が均等になるよう調整した場合(H)

(単位:億円)

	検証(その1) の調整後税 収 D	人口規模 別補正率	調整後税収 H (F*)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (H - A')	国地方共同税 (調整分)配分 額
北海道	22,799	1.089	24,828	346	7,192
東北	39,033	1.065	41,570	1,145	12,990
北関東信越	47,170	1.053	49,670	5,206	13,069
南関東	143,264	0.912	130,657	14,636	15,527
中部	70,114	1.019	71,446	11,755	15,433
関西	87,970	0.993	87,355	13,738	23,408
中国・四国	47,651	1.052	50,129	792	14,459
九州	54,095	1.043	56,422	1,900	20,033
沖縄	5,516	1.114	6,145	386	3,464
計	517,614		518,222	47,629	125,574

調整後税収(H)は、検証(その1)のDに人口規模別補正係数()を乗じたものである。

II による調整を基本として、1/10相当額を各州の面積比で調整した場合(I)

(単位:億円)

	検証(その1) の調整後税 収 E	人口規模 別補正率	調整後税収 I (E*)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (I - A')	国地方共同税 (調整分)配分 額
北海道	32,407	1.089	34,247	9,073	16,611
東北	44,094	1.065	46,387	5,963	17,808
北関東信越	48,544	1.053	50,801	6,337	14,200
南関東	131,440	0.912	120,097	4,076	4,966
中部	67,975	1.019	69,180	9,489	13,166
関西	83,633	0.993	83,084	9,468	19,137
中国・四国	50,095	1.052	52,333	1,412	16,664
九州	54,137	1.043	56,237	1,716	19,848
沖縄	5,289	1.114	5,855	96	3,174
計	517,614		518,222	47,629	125,574

調整後税収(I)は、検証(その1)のEのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

同様に 1/3 相当額を各州の面積比で調整した場合 (J)

(単位 : 億円)

	検証(その1) の調整後税 収 F	人口規模 別補正率	調整後税収 J (F *)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (J - A')	国地方共同税 (調整分)配分 額
北海道	54,826	1.089	56,225	31,051	38,588
東北	55,901	1.065	57,628	17,203	29,048
北関東信越	51,751	1.053	53,441	8,977	16,840
南関東	103,851	0.912	95,456	20,565	19,674
中部	62,984	1.019	63,891	4,200	7,877
関西	73,512	0.993	73,119	497	9,172
中国・四国	55,796	1.052	57,476	6,555	21,806
九州	54,235	1.043	55,807	1,286	19,418
沖縄	4,758	1.114	5,178	580	2,498
計	517,614		518,222	47,629	125,574

調整後税収(J)は、検証(その1)のFのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

国地方共同税の充当額において、南関東でマイナスが生じているが、これは、約 12 兆円の国地方共同税(調整分)では足りないため、総額を増やす必要があることを示している。

III 同様に 1/2 相当額を各州の面積比で調整した場合 (K)

(単位 : 億円)

	検証(その1) の調整後税 収 G	人口規模 別補正率	調整後税収 K (G *)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (J - A')	国地方共同税 (調整分)配分 額
北海道	70,839	1.089	71,868	46,694	54,231
東北	64,336	1.065	65,628	25,204	37,049
北関東信越	54,041	1.053	55,320	10,856	18,718
南関東	84,145	0.912	77,918	38,103	37,212
中部	59,419	1.019	60,127	436	4,113
関西	66,282	0.993	66,026	7,590	2,079
中国・四国	59,868	1.052	61,137	10,215	25,467
九州	54,305	1.043	55,501	980	19,112
沖縄	4,379	1.114	4,697	1,062	2,016
計	51,761		518,222	47,629	125,574

調整後税収(K)は、検証(その1)のGのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

7 検証結果

以上のように、検証（その1）の人口と面積によるシミュレーションを4パターン、検証（その1）に人口規模要件を加えた検証（その2）で4パターン計8パターンのシミュレーションを行った。

まず、検証（その1）について見てみると、の一人当たり地方税額が均等になるように調整した（D）だけでは、まだ4州において現在の一般財源+国庫支出金から共管事項等を引いた額（A'）より減少している。

～では、の調整手法を基本に各州の面積を加味した調整を行ったが、面積を1/10加味したのケースでは、中国・四国、九州、沖縄において、依然マイナスは残るが、マイナスの幅が縮小される。

面積を1/3、1/2とすると、中国・四国では増加するが、面積の小さい南関東、関西が減少することになり、国地方共有税（調整分）の規模を大きくする必要がでてくる。

このシミュレーションでは、人口、面積を用いて調整し、現在の一般財源+国庫支出金から共管事項等を引いた額を確保することに関しては、のケースでは、更なる工夫は必要であるが、概ね可能であったが、沖縄については、別途、島しょ面積など沖縄の特殊事情を考慮する指標を用いる必要があると考える。

次に、検証（その2）について見てみると、の一人当たり地方税額が均等になるように調整した（H）において、北海道、中国・四国以外の州で（A'）より増加している。これに、面積を1/10加味したのケースでは、すべての州で（A'）を上回ることとなる。

面積を1/3、1/2加味すると、面積の小さい南関東、関西、沖縄が減少することになり、国地方共有税（調整分）の規模を大きくする必要がでてくる。

このシミュレーションでは、人口、面積に加え、人口規模を用いて調整し、のケースでは、現在の一般財源+国庫支出金を確保するが可能であった。

以下、同様な方法で、11州、13州の場合を示すが、結果は、同様の傾向である。しかし、州の規模が小さくなるに従い、客観的な指標のみでの調整が難しくなるため、州の規模も、財政調整のやり方を決める大きな要因をなると思われる。

財政調整の際、こういった指標を用い、どこまで調整を行うかということは、今後更に検討を加える必要があると考える。

(11州の場合)

I 現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と検証 (その 1) の人口、面積で調整した場合 (D ~ G) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)	
	(D - A')	国地方共同税配分額	(E - A')	国地方共同税配分額	(F - A')	国地方共同税配分額	(G - A')	国地方共同税配分額
北海道	2,375	5,163	7,233	14,771	29,652	37,189	45,665	53,202
東北	1,392	10,453	3,669	15,514	15,477	27,322	23,911	35,756
北関東	15,398	19,982	13,899	18,483	10,401	14,985	7,903	12,487
南関東	16,384	16,610	6,881	7,107	15,292	15,066	31,130	30,903
北陸	3,413	4,476	2,636	5,253	822	7,067	474	8,363
東海	11,032	12,189	8,931	10,088	4,030	5,187	529	1,685
関西	15,326	23,570	10,725	18,969	12	8,232	7,681	563
中国	1,545	7,471	122	8,894	3,196	12,213	5,567	14,583
四国	1,725	4,510	704	5,531	1,678	7,914	3,380	9,616
九州	426	17,707	384	17,749	286	17,846	216	17,916
沖縄	243	2,836	470	2,608	1,001	2,077	1,380	1,698
計	47,021	124,966	47,021	124,966	47,021	124,966	47,021	124,966

II 現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と検証 (その 2) の人口、面積、人口規模で調整した場合 (H ~ K) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 3)		検証 (その 4)	
	(H - A')	国地方共同税配分額	(I - A')	国地方共同税配分額	(J - A')	国地方共同税配分額	(K - A')	国地方共同税配分額
北海道	208	7,746	9,550	17,088	31,349	38,886	46,919	54,456
東北	1,426	13,271	6,199	18,044	17,337	29,181	25,292	37,136
北関東	15,681	20,265	14,150	18,735	10,579	15,164	8,028	12,613
南関東	2,713	2,939	5,424	5,197	24,410	24,183	37,971	37,745
北陸	850	7,038	331	7,557	880	8,769	1,746	9,634
東海	12,066	13,223	9,860	11,017	4,711	5,868	1,033	2,190
関西	11,670	19,914	7,431	15,676	2,458	5,786	9,522	1,278
中国	1,325	10,342	2,458	11,474	5,100	14,116	6,988	16,004
四国	412	6,647	1,218	7,453	3,098	9,333	4,440	10,676
九州	1,419	19,551	1,273	19,405	932	19,065	689	18,821
沖縄	624	3,702	310	3,388	424	2,654	948	2,131
計	46,694	124,638	46,694	124,638	46,694	124,639	46,694	124,638

(13州の場合)

I 現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と検証 (その 1) の人口、面積で調整した場合 (D ~ G) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)	
	(D - A')	国地方共同 税配分額	(E - A')	国地方共同 税配分額	(F - A')	国地方共同 税配分額	(G - A')	国地方共同 税配分額
北海道	2,375	5,163	7,233	14,771	29,652	37,189	45,665	53,202
北東北	311	6,024	2,014	8,349	7,439	13,774	11,313	17,648
南東北	1,081	4,429	1,655	7,165	8,038	13,548	12,597	18,107
北関東	15,398	19,982	13,899	18,483	10,401	14,985	7,903	12,487
南関東	16,384	16,610	6,881	7,107	15,292	15,066	31,130	30,903
北陸	3,413	4,476	2,636	5,253	822	7,067	474	8,363
東海	11,032	12,189	8,931	10,088	4,030	5,187	529	1,685
関西	15,326	23,570	10,725	18,969	12	8,232	7,681	563
中国	1,545	7,471	122	8,894	3,196	12,213	5,567	14,583
四国	1,725	4,510	704	5,531	1,678	7,914	3,380	9,616
北九州	1,924	11,368	785	10,229	1,871	7,573	3,769	5,675
南九州	2,350	6,339	1,169	7,519	1,585	10,274	3,553	12,241
沖縄	243	2,836	470	2,608	1,001	2,077	1,380	1,698
計	47,021	124,966	47,021	124,966	47,021	124,966	47,021	124,966

II 現在の一般財源 + 国庫支出金から共管事項等を引いた額 (A') と検証 (その 2) の人口、面積、人口規模で調整した場合 (H ~ K) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 3)		検証 (その 4)	
	(D - A')	国地方共同 税配分額	(E - A')	国地方共同 税配分額	(F - A')	国地方共同 税配分額	(G - A')	国地方共同 税配分額
北海道	148	7,390	9,244	16,781	31,157	38,694	46,809	54,346
北東北	1,830	8,165	3,943	10,278	8,874	15,208	12,395	18,730
南東北	886	6,396	3,427	8,937	9,357	14,867	13,592	19,102
北関東	15,101	19,685	13,634	18,219	10,212	14,796	7,767	12,352
南関東	2,587	2,813	5,535	5,309	24,486	24,260	38,023	37,797
北陸	1,200	6,688	643	7,246	658	8,547	1,588	9,476
東海	11,482	12,639	9,339	10,495	4,337	5,493	764	1,921
関西	11,179	19,423	6,994	15,238	2,770	5,474	9,745	1,501
中国	881	9,897	2,063	11,079	4,821	13,837	6,791	15,807
四国	137	6,373	973	7,209	2,924	9,160	4,318	10,554
北九州	4,333	13,777	2,954	12,398	262	9,182	2,559	6,885
南九州	307	8,382	671	9,359	2,952	11,641	4,582	13,271
沖縄	523	3,601	219	3,297	490	2,588	997	2,082
計	47,283	125,228	47,283	125,228	47,283	125,228	47,283	125,228